

別冊（参考資料）

- ・ 議題 1 - 1、1 - 2 · · · p 1
- ・ 議題 1 - 3 · · · p 2 ~ 3
- ・ 議題 2 · · · p 4 ~ 8
- ・ 議題 3 · · · p 9

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号

佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

昭和48年 9月 8日
昭和56年10月 5日一部改正
平成 5年 1月20日一部改正
令和 3年 2月 4日一部改正

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重昭

- 1 第1種区画漁業権漁業に基づくのり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には当該漁業権者あるいは入漁権者以外は立入ってはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においてはのり養殖業の操業期間中は操業してはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 指示の期間は、令和3年2月4日から令和5年8月31日までとする。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第51号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和3年3月22日

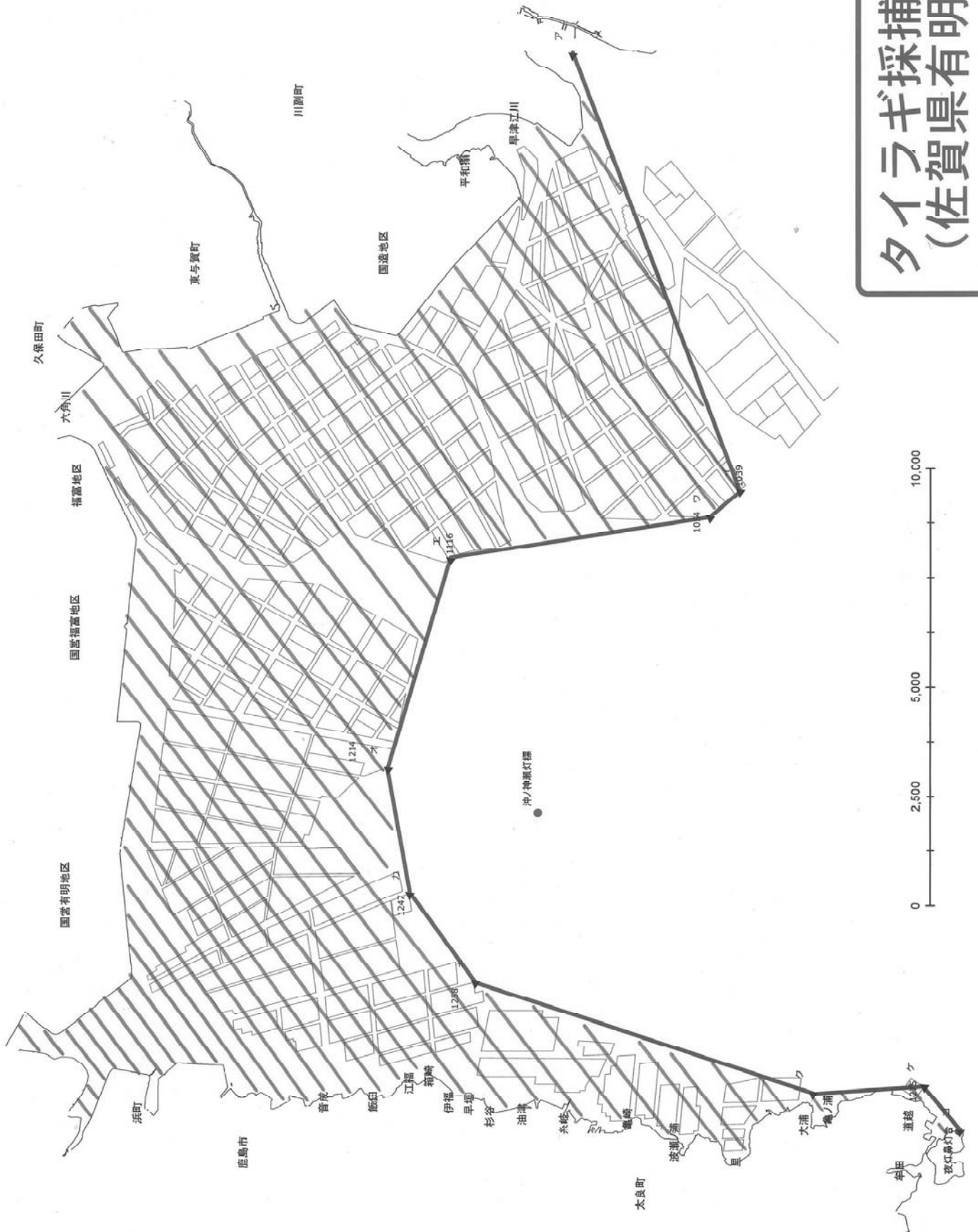
佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 徳永 重昭

- 1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。
ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点
（世界測地系）

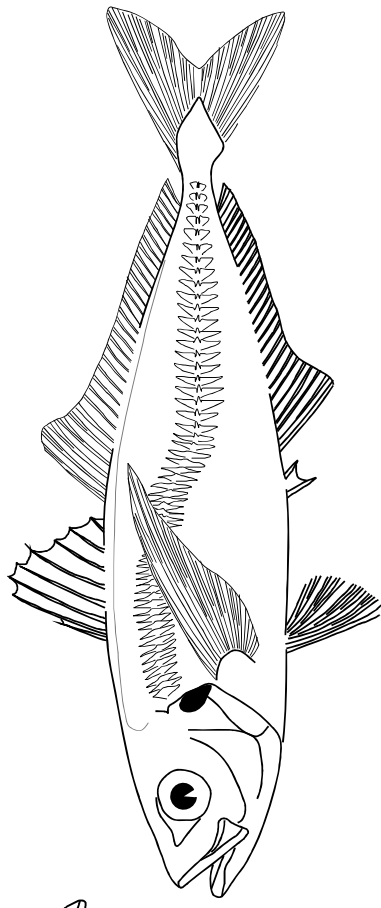
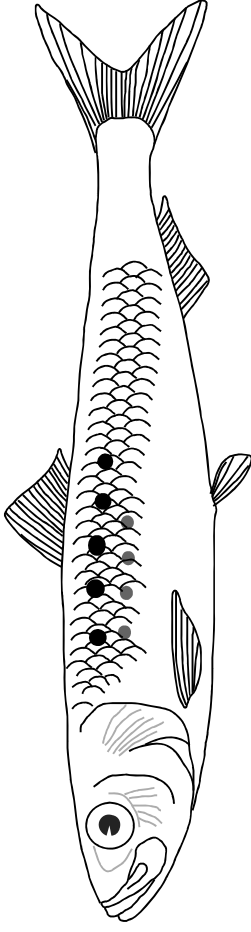
| | | |
|----|-------------------|--------------------|
| 点イ | 北緯 33 度 4 分 17 秒 | 東経 130 度 18 分 14 秒 |
| 点ウ | 北緯 33 度 4 分 23 秒 | 東経 130 度 17 分 45 秒 |
| 点エ | 北緯 33 度 6 分 39 秒 | 東経 130 度 15 分 26 秒 |
| 点オ | 北緯 33 度 5 分 44 秒 | 東経 130 度 12 分 54 秒 |
| 点カ | 北緯 33 度 4 分 36 秒 | 東経 130 度 11 分 49 秒 |
| 点キ | 北緯 33 度 3 分 18 秒 | 東経 130 度 11 分 25 秒 |
| 点ク | 亀瀬灯標 | |
| 点ケ | 北緯 32 度 58 分 05 秒 | 東経 130 度 13 分 40 秒 |
| 点コ | 夜灯鼻灯台 | |

- 2 指示の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

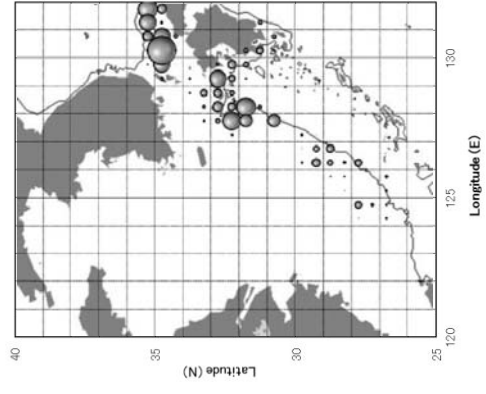
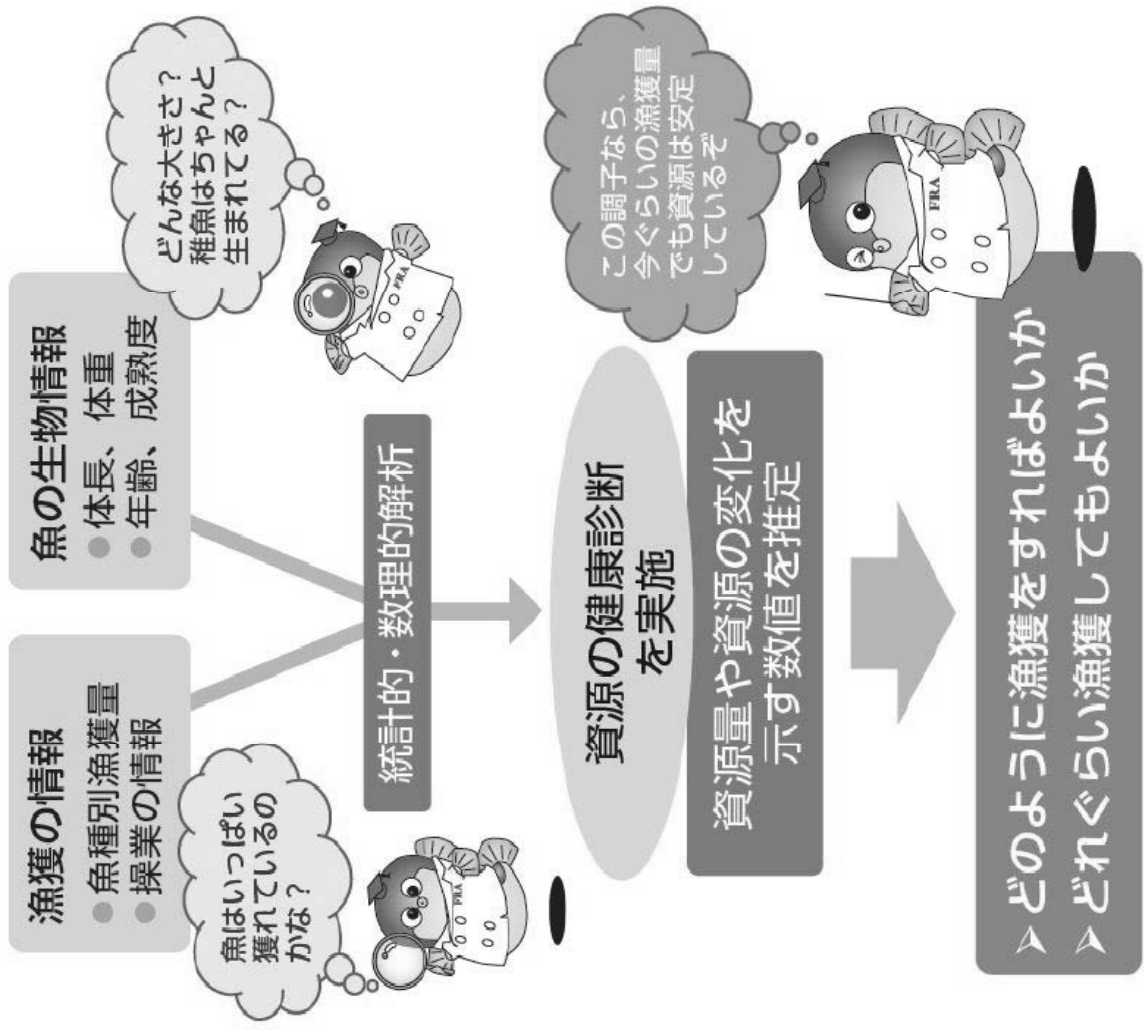


タイラギ採捕禁止区域 (佐賀県有明海干潟域)

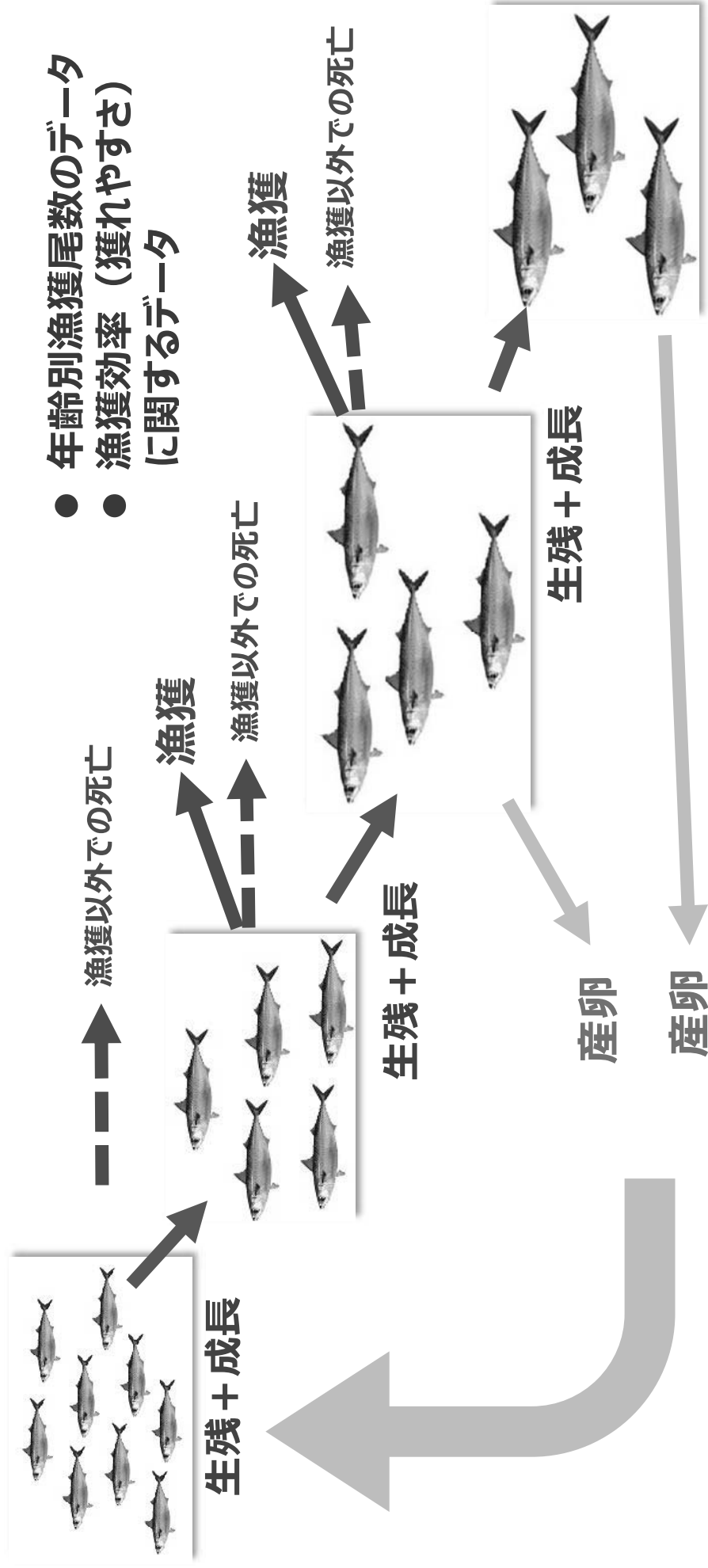
新しい資源評価について



資源評価の流れ



年級群（同じ年に生まれた尾数全体）の年齢と尾数の関係を解析（コホート解析）



・ 高年齢になるまでの各年齢における漁獲尾数をもとに、若い年齢時の資源尾数まで逆算的に推定する。高年齢までのデータがそろっているほうが推定精度は良くなる。

・ 基本的に「尾数」を用いて解析した上で各年の資源量（年齢別資源尾数×年齢別体重の合計）、親魚量（年齢ごとの成熟割合を加味した親魚の資源量）、加入量（サバだと0歳魚資源尾数）、漁獲圧などを推定する。それらにより資源の水準・動向などについて判定する。

① 資源管理目標の提案

平均的に最大の漁獲量が得られる状態（MSY水準）を目標と定め、そのときの親魚量を算定し、目標管理基準値として提案。従来から示してきたBlimitについても、MSYの考え方と合った限界管理基準値として改めて提案。

② 資源状態についての新しい表示方法

MSY水準に対応した親魚量、漁獲圧を基準として、現状での親魚量が多い/少ない、現状での漁獲圧が強い/弱いが一目でわかる神戸プロット（チャート）を提示。

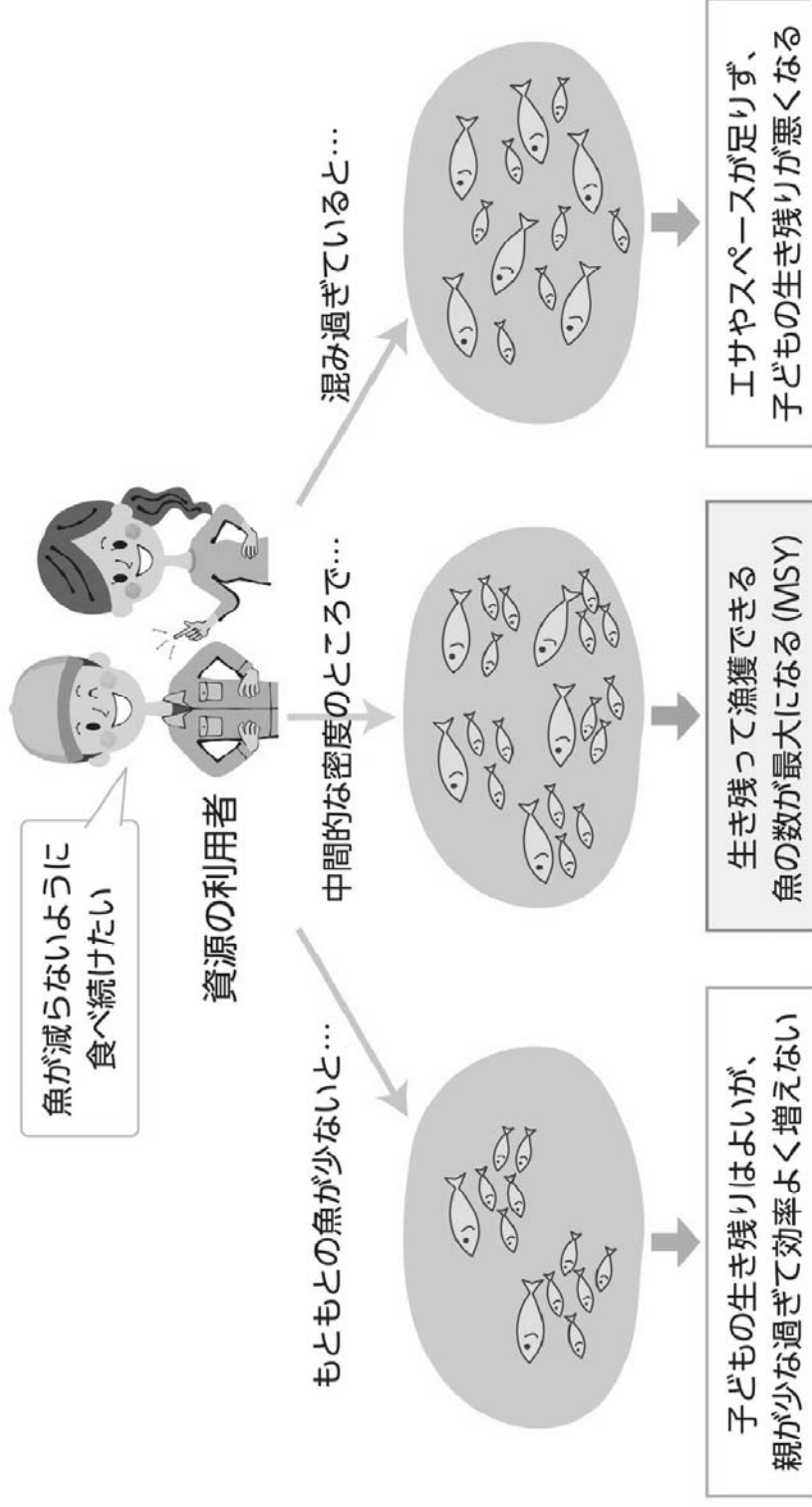
③ 新しい漁獲管理規則の提案と、そのもとの将来予測

資源管理目標と資源状態の関係により漁獲圧を調整する規則を提案。
規則案による漁獲圧で資源利用を続けた場合の将来予測を提示。

～MSYとは？～



- 漁獲によって魚を「適度に」間引いたとき、中間的な密度のところ、平均的には最大の漁獲量が得られる水準(MSY水準)になると考えられる。
- その時の親魚の資源量を「目標管理基準値」とし、その時の漁獲の強さ（漁獲圧・漁獲努力量）を、目指すべき漁獲の強さとする。



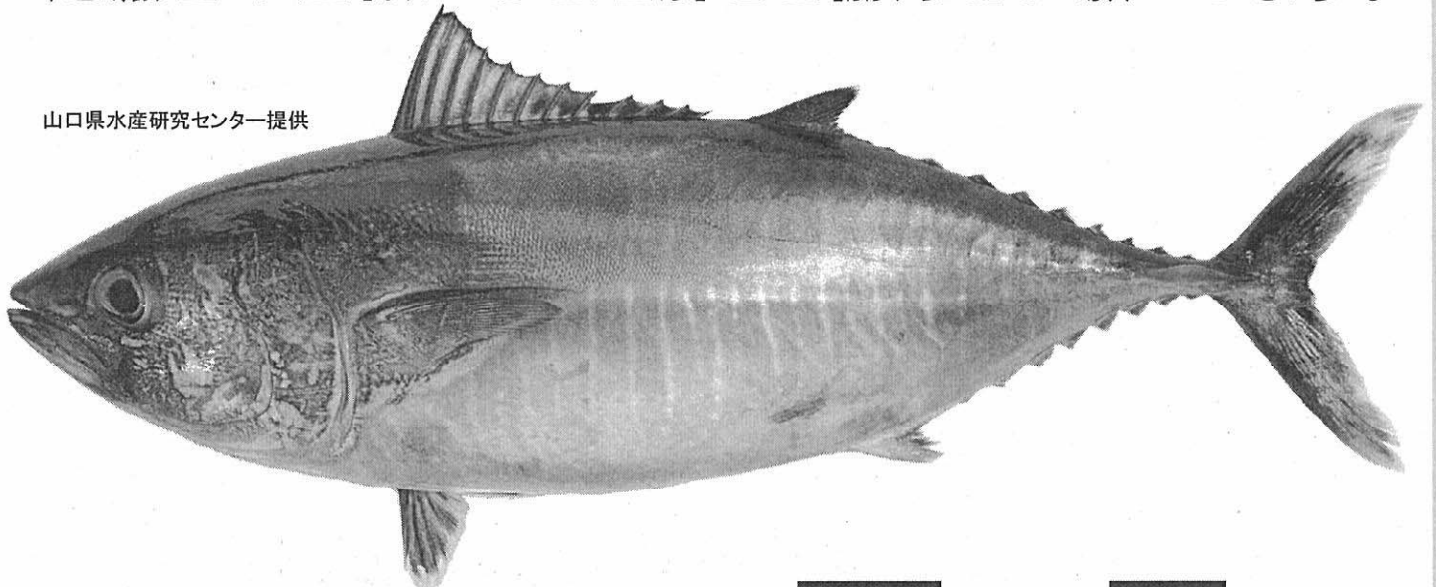
遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

クロマグロ

資源保護のお願い

クロマグロ(メジ、ヨコワ、シビ等)の
資源回復のため、採捕制限を実施しています。
遊漁者の皆様にもご理解とご協力をお願いします。

山口県水産研究センター提供



クロマグロ小型魚(30キログラム **未満**※)採捕が **禁止** に!

意図せず採捕した場合には直ちに海中に放流してください。
※概ね体長100cm以下

クロマグロ大型魚(30キログラム **以上**)採捕は **報告** を!

尾数、総重量、採捕した海域等を水産庁に報告をお願いします。

資源状況が悪化しているクロマグロの資源管理のため
令和3年6月1日から広域漁業調整委員会の指示に基づき
遊漁によるクロマグロ採捕に規制がかかります。

上記の詳しい内容は右のQRコードから水産庁のWebサイトで、
釣行前には必ず各都道府県の漁獲状況等も確認してください。



クロマグロ 遊漁

検索



水産庁

【お問合せ先】 水産庁管理調整課沿岸・遊漁室
TEL:03-3502-8111(内線6705)